

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和 6 年 6 月 3 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（案）について、令和 6 年 3 月 25 日（月）から同年 4 月 24 日（水）まで御意見を募集したところ、計 9 件の御意見をいただき、うち 3 件は本件に関する御意見、残り 6 件は今回の改正案に直接関係しない特別教育等に関する御意見でした。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします（とりまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
現行の特別教育修了者の取り扱いに関するご意見（3件）		
1	<p>過去に「低圧電気取扱者特別教育」若しくは改正前の「電気自動車等の整備の業務に係る特別教育」を受けた者は、新たに改正後の「電気自動車等の整備の業務に係る特別教育」を受ける必要があるのか。</p> <p>また、750V 以上の蓄電池を搭載した電気自動車の整備の業務を、「高圧・特別高圧電気取扱者特別教育」を受けて実施している者は、新たに改正後の「電気自動車等の整備の業務に係る特別教育」を受ける必要があるのか。</p>	<p>本改正省令の施行日より前に、改正後の電気自動車等の整備業務に係る特別教育の全部又は一部の科目に相当する教育を受けている方については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 37 条の規定に基づき、当該受講した科目を省略できます（特別教育の名称ではなく、内容として、「相当する教育」を受けているかどうかでご判断いただくこととなります。）。</p> <p>なお、今回、「（低圧の）電気に関する基礎知識」の科目において、これまでの「低圧の電気の危険性」に加えて「高圧の電気の危険性」に</p>

No.	御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
		<p>についても範囲に含まれることとなりますが、これまでに低圧電気取扱業務に係る特別教育しか受講していない方については、この追加分等について受講していない場合もあると考えられますので、ご注意ください。</p>
<p>今回の改正案に直接関係しない特別教育等に関する御意見（6件）</p>		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別教育等についての御意見 ・ 改正概要の記載についての御意見 	<p>いただいた御意見は今後の施策の推進の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、改正概要については、誤植がありましたので、4月4日に差し替えました。</p>